

文京区男女平等センターの愛称募集

現在休館中の文京区男女平等センターについて、施設の再開に合わせより親しみやすい施設となるよう愛称を募集します！



改修工事後の内観パース図（色等についてはイメージ）

◆愛称の条件 呼びやすく、覚えやすく、区民や来館者に愛され親しまれるもの

◆募集期間 令和7年4月10日（木）から6月10日（火）まで

◆応募資格 文京区在住・在勤・在学者・男女平等センター登録団体の構成員

◆応募作品数 応募は1人につき1点まで

◆応募方法 はがき、申込フォーム



◀ 申込フォームはこちら

◆応募に必要な事項

- ・愛称（ふりがな）
- ・愛称の意味・理由
- ・氏名（フリガナ）
- ・住所
- ・在勤先・住所、在学先、登録団体名（区在住ではない場合）
- ・電話番号（自宅または携帯電話）
- ・年齢
- ・メールアドレス（申込フォームの応募のみ）

◆選考方法

- ・学識経験者、区内関係団体、区民からなる「文京区男女平等参画推進会議」において厳正に審査し、採用作品を1点選考します。
- ・同一の応募作品（愛称）に複数の応募者がある場合は、愛称の理由などを考慮し、いずれか1作品を選考対象とします。

◆結果の公表 令和7年8月頃に区ホームページや区報による公表をもってかえさせていただきます。採用作品の応募者には、別途区からご連絡いたします。（賞品はございません。）なお、ご希望がない限り、氏名、住所の公表はいたしません。

裏面の◆留意事項を必ずご一読ください。

- ◆留意事項
- 応募作品は、応募者自身が考案したもので、他の施設名称等として使用されていないものであり、かつ、他の著作物等からの流用や模倣を行っていないものに限ります。
 - 施設愛称として採用された作品の一切の権利（著作物法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て無償で文京区に譲渡するものとします。
 - 応募者は、施設愛称として採用された作品を使用した様々な活動に異議を申し立てないこととします。
 - 応募作品に対して補正や文言の追加を行った上で、採用する場合があります。
 - 応募者は、応募作品に関して著作者人格権の行使をしないものとします。
 - すでに商標登録がされているものは、無効とします。
 - 応募に当たって不備のある作品は、審査及び選考の対象とはなりません。
 - 応募作品の未着や著作物等のトラブルについては、全て応募者の責任となります。
 - 応募作品は返却しません。
 - 選考結果の発表後であっても、虚偽の記載が判明した場合には、採用を取り消すことがあります。
 - 応募作品にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
 - その他必要な事項を別途定める場合があります。

〈問合せ及び郵送先〉

文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当

〒112-8555 文京区春日1-16-21（文京シビックセンター14階）

TEL 5803-1187